



## 人権週間にあたって

教頭



今年もいよいよ残りわずかとなりました。11月は、アウトリーチ（能の鑑賞）、郷土学習、校外学習、校内持久走記録会等、様々な行事がありました。子供たちは、それぞれの学習活動でさまざまなことを学ぶことができたと思います。多くの場面での保護者の皆様のご理解とご協力に感謝いたします。

さて、12月4日（水）から12月10日（火）は、「人権週間」です。法務省のホームページには、人権週間について次のように紹介されています。

昭和23年（1948年）12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー」と定められています。

これに基づいて日本でも12月4日から10日を「人権週間」と定め、全国的に人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を行っています。

人権週間は、一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を守ることが大切です。これを受けて本校での取組として日々の生活や道徳の時間、毎月一回の「楽しい学校生活のために」アンケート調査等の他に、全校一斉での取組として「坂本東小いじめゼロ集会」を実施しました。事前に全学級で「ふわふわ言葉・ふわふわ態度（言われてうれしい言葉・受けてうれしい態度）」について話し合いました。そして、話し合った内容を全校に紹介しました。

全学級の話し合った内容は児童昇降口左右の壁面に掲示し、いつでも見られるようにしてあります。来校の際は、ぜひご覧ください。

また、言葉の大切さと、言葉の使い方次第で人の心を傷つけてしまう事例のビデオを鑑賞し、自分ならどうする？と考える活動を行いました。

このような取組を通して、人権の大切さを考え、坂本東小学校からいじめをなくし、子供たちが楽しく学校生活を送ることができるよう職員一同取組んでまいります。

つきましては、ご家庭でも思いやりの気持ちや多様な他者を尊重することの大切さについて話し合う機会をもうけていただけるとありがたいです。



## きらりと輝く、坂本東小の児童たち！



3学年赤羽緑地見学



中休みランニングタイム



6学年郷土学習（ひたちオリジンパーク）